

四日市市上下水道局告示第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者について、同条第 2 項の規定により次のとおり水道料金及び下水道使用料の指定納付受託者を指定したので、四日市市水道事業会計規程（平成 5 年四日市市水道局管理規程第 4 号）第 8 条の 2 の規定及び四日市市下水道事業会計規程（平成 17 年四日市市上下水道局管理規程第 4 号）第 6 条の 2 の規定に基づき、告示する。

令和 8 年 3 月 26 日

四日市市上下水道事業管理者 伴 光

1 指定納付受託者の指定を受けた者

名称 株式会社エフレジ

所在地 大阪府大阪市北区大深町 4 番 20 号グランフロント大阪タワー A

2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

水道料金及び下水道使用料

3 指定納付受託者として指定した日

令和 5 年 9 月 21 日

4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（上下水道局管理部お客様センター）